

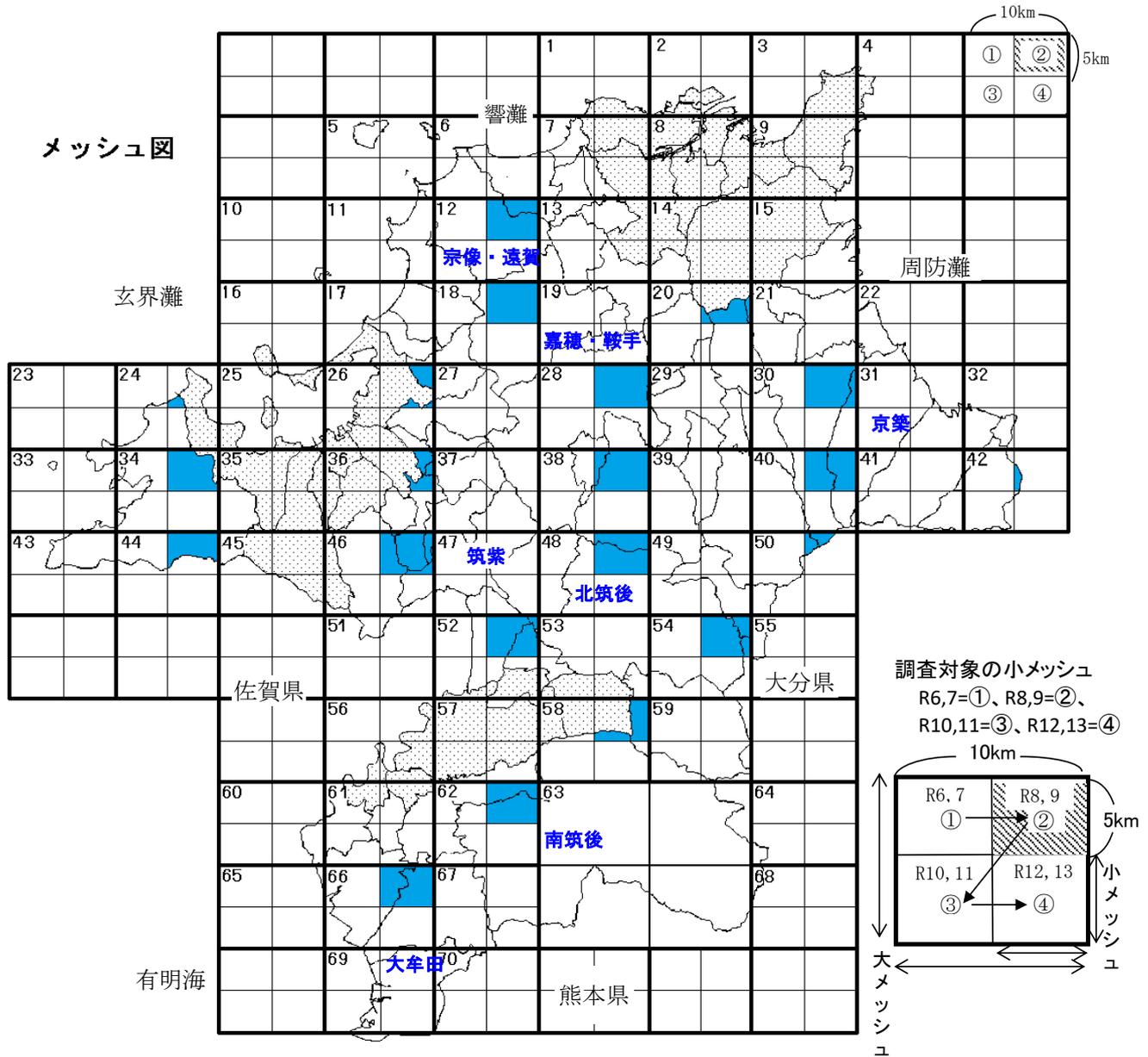
水質部会資料

諮 問 事 項

令和8年度水質測定計画の策定について

<参 考 資 料>

令和8年度 地下水概況調査対象区域（21地区（青色部分））



■ …県が実施する地下水概況調査対象区域(R8年度)

※令和8年度の調査対象は偶数番号の大メッシュ中の小メッシュ②である。

調査区域：12, 18, 20, 24, 26, 28, 30, 34, 36, 38, 40, 42, 44, 46, 48, 50, 52, 54, 58, 62, 66

(メッシュ番号は、地図内の各番号を示す。)

■ …調査対象井戸がない旨の報告があった区域(未調査)

■ …水質汚濁防止法に基づく政令市(北九州市、福岡市、久留米市)所管区域

※10kmメッシュ(大メッシュ)をそれぞれ4分割(小メッシュ)し、8年で一巡するローリング方式で実施している。

(メッシュ番号63の八女市(黒木町、星野村及び矢部村)においては、人口密度を勘案し、20km×20kmで区画している。)

※次のメッシュ番号は下記理由のため、調査対象から除外している。

- | | | | |
|-------|------------------------|--------|---------|
| 海域 | : 2, 4, 10, 16, 22, 32 | 北九州市区域 | : 8, 14 |
| 福岡市区域 | : なし | 久留米市区域 | : なし |
| 県外 | : 56, 64, 68, 70 | 面積過小 | : 6, 60 |